

令和4年横瀬町農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月25日(火) 午前10時から10時08分

2. 開催場所 横瀬町活性化センター

3. 出席委員(12人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	9番	若林想一郎
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	荒舩敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大畑忠雄
書記	小俣敏孝
	長嶋昭浩

7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。このオミクロン株についてですけれども、今後非常に危惧されるわけですが、実は今から100年ほど前にスペイン風邪が流行りました。そのときに全世界で8,000万人の方が亡くなっているそうです。日本でも40万人の人が亡くなっています。収束するまで3年かかったそうです。ということは、スペイン風邪でいけばあと1年、来年の春まで、こういう状況になろうかと思えます。何はともあれ皆さん、息災でご活躍をいただければと、こんなふうに思えます。

本日は委員全員の方に出席をいただいております。

会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回農業委員会を開会をいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

7番、富田哲夫委員、8番、小泉茂樹委員、ご兩名にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間としたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号について説明いたします。

議案第1号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は24平方メートルです。

譲受人、譲渡人は、議案書にございますとおり町内在住の方であります。

申請理由は駐車場で、権利の種類は所有権の移転となっております。

3 ページ目を御覧ください。案内図 1 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川西コミュニティ広場の北東約300メートルのところが申請地になります。

現在、同一敷地内に 2 世帯でそれぞれ生活しておりますが、狭い駐車スペースに 4 台の乗用車を駐車しております。お客様等が来た際の駐車には大変苦慮しておりました。今回、当申請地と隣接する土地を併せて取得し、駐車場として一体利用したいとの申請であります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員、お願いいたします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第 1 号、農地法第 5 条の許可申請に関する件につきまして、申請書並びに添付書類を精査し、去る 20 日木曜日の午後 1 時から地区担当の富田委員と現地調査を実施しましたので、所見を述べさせていただきます。先ほど事務局から 5 条の許可申請に至る趣旨説明がありましたとおりですので、特に問題はないと思いますが、申請書等に錯誤が散見されますので、事務局での対応をお願いし、委員皆様の審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の 7 番、富田委員、お願いいたします。

富田委員 本日上程されました議案第 1 号の許可申請に関する件につきまして、所見を述べさせていただきます。

去る 20 日に荒船推進委員さんと現地調査を実施いたしました。事務局の説明にもありましたように、奥に無縁仏の墓地がありまして、墓参のための通路として手前の農地が残されて利用されておりました。今回ここを墓地とともに所有権を移転し、駐車場として利用したいという旨の申請でございます。周辺に及ぼす影響もないと思いますので、委員各位のご審議の

ほどをよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続いて、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第1号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日の委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時08分)